

## 資料5 保育料負担は運営主体で異なり、減免措置は少ない

\*全国学童保育連絡協議会の「2007年 学童保育の実態調査」より

### 保育料は高くなる傾向にあり、運営主体によって大きく異なる

保育料をとる学童保育は増えています。約半数を占める公営の学童保育では、有料化がすすみ、おやつ代だけのところは2割程度に減りました。全体の9割の学童保育では保育料をとっています。2007年の調査の結果によると、月額保育料は以下の表のようになっています。月額5000円未満が減り、5000円～1万円が増えています。2003年調査と比べても、年々、保育料は高くなる傾向にあります。

保育料の決め方 ( ) %

決め方	07年調査 (割合)
一律	943 (72.8)
学年別	230 (17.8)
所得別	83 (6.4)
その他	39 (3.0)
	1295 (100.0)

増える保育料負担

月額の保育料額	03年調査	07年調査
5000円未満	49.1%	41.8%
5000円～10000円未満	40.3%	46.4%
10000円～15000円未満	9.4%	10.1%
15000円～20000円未満	1.1%	1.7%
20000円以上	0.1%	0%

(注) 民営の場合、所得別には徴収できない

(注) 「保育料の決め方」は無作為抽出による個別調査結果

運営主体別でみた保育料の平均月額

運営形態	2003年調査	2007年調査
公営	4152円	4523円
公社・社協	8215円	6050円
運営委員会	9368円	9859円
父母会	10947円	9681円
法人・個人	8537円	6910円

(2007年実態調査の無作為抽出で行った「個別調査」の結果から)

### <保育料の減免をしている市町村は半数>

自治体として保育料の「減免がある」は半数にとどまっています。減免がない学童保育では、母子家庭など切実に必要としている家庭が利用できない原因となっています。調査はしていませんが父母会の努力でわずかばかりの減免措置を行っているところもあります。

自治体として保育料の減免があるか(自治体数)( )内は%

	2003年調査	2007年調査
減免がある	701 (36.1)	752 (50.7)
減免はない	1239 (63.9)	712 (48.0)
その他		20 (1.3)
合計	1940 (100.0)	1484 (100.0)

どのような減免措置か ( )内は%

生活保護世帯	583 (77.5)
非課税世帯	325 (43.2)
弟妹入所家庭	286 (38.0)
高学年	16 (2.1)
その他	357 (47.5)

\* ( )内は「ある」と回答した752自治体との比率(%)

\*「どのような減免措置か」の「その他」は、「準要保護世帯」「就学援助世帯」「母子父子家庭」「保護者の事故・病気家庭」「災害被災家庭」「出席日数に応じた減免」など。

## 資料6

# 子どもに責任を負っている指導員の仕事は重要

○指導員は次の仕事を行っています。

- (1) 子どもの健康管理・安全管理
- (2) 一人ひとりの子どもの生活の援助
- (3) 集団での安定した生活の維持
- (4) 遊びや活動、行事など生活全般を通しての成長への援助、働きかけ
- (5) 家庭との連携（子どもの状況把握、家庭との連絡・相談）
- (6) 学校との緊密な連携および地域の生活環境づくり

これらの仕事を通して、一人ひとりの子どもたちが学童保育を毎日の生活の場として受けとめ、よりどころとして実感できるようにすることが指導員の役割です。

仕事を円滑にすすめていくために、記録をとったり、指導員同士の打ち合わせや話し合いを持ったり、生活環境を整えたり、家庭や学校との連絡や保育に入る前の準備などの具体的な仕事・実務をおこなっています。

○子どもを迎える準備として次の仕事が欠かせません

- 出席簿や保育日誌、子どもに関する記録
  - 職員会議・打ち合わせ
  - おたよりの発行と連絡帳などの記載
  - おやつ準備
  - 子どもの生活を豊かにするための遊びや活動の研究
  - 一定の期間の保育計画の作成
  - 施設・設備・備品の維持管理と環境整備
  - 金銭管理（おやつ代・各種行事費など）と書類整理
  - 近隣・地域への対応、行政との連絡
  - 学習・研修
- （全国学童保育連絡協議会『テキスト 学童保育指導員の仕事』より）

## 厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」(抜粋)

### 6 放課後児童指導員の役割

- (1) 放課後児童指導員は、以下について、留意のうえ、(2)に掲げる活動を行うこと。  
①子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮 ②体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止 ③保護者との対応・信頼関係の構築 ④個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護 ⑤放課後児童指導員として資質の向上 ⑥事業の公共性の維持
- (2) 放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。  
①子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。  
②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。  
③子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。  
④基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。  
⑤活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。  
⑥児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。  
⑦その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

## 資料7

## 指導員の年間勤務時間と仕事内容

全国学童保育連絡協議会 2009年3月調査

## ●指導員は、少なくない地域で年間2000時間を超えて勤務している

グループ	自治体	実際の勤務時間数(平均)	平日の勤務時間数	平日の出勤時刻	一日保育の勤務時間
公立公営・正規職員配置	東京都A区	2082	8時間	9:30	8:80-17:15 9:30-18:15
	東京都B区	2085	8時間	9:30	8:80-17:15 9:30-18:15
公立公営・非正規職員配置	大阪府C市	1464	5時間10分	12:15	8:30-17:15
	広島県D市	1487	5時間30分	13:00	8:30-14:00 13:00-18:30
公設・社協委託(非正規職員)	兵庫県E市	1567	4時間15分	13:00	9:00-17:15 10-18:15
	埼玉県F市	1765	6時間30分	11:15	8:15-11:15非常勤 11:15-18:00正規
公設父母会等の運営	埼玉県G市(統一運営)	2190	8時間30分	10:00	8:00-16:00 10:00-18:00
	三重県H市	1775	4時間30分, 5時間, 6時間など	11:00, 12:00, 13:00など	
	大阪府I町(統一運営)	2134	7時間45分	10:00	8:30-16:30 10:30-18:30
	福岡県J市(統一運営)	2017	8時間	10:30	8:00-15:00 9:30-18:30
民設父母会等の運営	北海道K市	2115	6時間, 7時間, 8時間など	10:00, 11:00, 12:00など	
	神奈川県L市	2016	5時間, 6時間, 7時間, 8時間など	10:00, 11:00, 11:30など	
	愛知県M市	2002	6時間, 7時間, 8時間など	10:00, 10:30, 11:00など	
	兵庫県N市	1899	6.5時間など	11:00, 12:00, 13:00など	

(全国学童保育連絡協議会 2009年3月調査)

## ●子どもが学校から帰ってくる前に行っている仕事(多くが共通にしているもの)

①保育打ち合わせ(ミーティング・保育カンファレンス)、②今日の流れや仕事の確認、③おやつ準備(買い出し・食器洗い・お茶沸かし)、④掃除(トイレ・玄関・外回り)・洗濯(タオル等)、⑤おたより作成、⑥金銭管理(帳簿等)、⑦事務作業、⑧報告書作成、⑨父母会準備、⑩書類整理(児童票・行政提出書類・保険請求書類等)、⑪出席簿管理、⑫業務日誌つけ、⑬連絡(行政・学校・保護者など)、⑭行事の準備・打ち合わせ、⑮壁面装飾、⑯誕生カード作成など

## ●子どもが家庭に帰宅させてから行っている仕事(多くが共通にしているもの)

①出席簿の点検・確認、②業務日誌をつける、③その日の振り返り(職員同士で)、④気になった子どものことの情報共有、⑤その日のうちに保護者に連絡する必要性の確認と連絡、⑦明日の予定の確認と必要な準備、⑧清掃・片付け・ゴミ出し、⑨洗濯、⑩戸締まりなど

※1学童保育に、4人前後の複数指導員がチームを組んで仕事をしているため、頻繁な打ち合わせ、情報共有、役割分担などが毎日の仕事となる。

## ●夜や休日に行っている保護者との連絡・相談

夜や休日にどのような内容と頻度で保護者と連絡をとっているのか。調査回答者535人のうち、「連絡や相談を受けることがある」が266人だった。頻度・回数では、「年間数回」が20人、「月1~2回」80人、「月3~9回」47人、「月10回以上」13人だった。また、連絡・相談の時間は、5分程度のものから1時間以内のものが多く、なかには1時間を超える相談も受ける指導員もいた。内容は、「子ども同士のトラブルや友達関係」についてが65人と最も多く、「子どものケガ・事故・病気等」について記述している指導員が50人、「保護者から子どもについての相談」も45人があげている。その他、「父母会役員への連絡」「保護者同士のトラブル」についての相談などもあった。

## 資料8

## 勤務体制・職員数・働く条件の改善が急務です

### ○75%の指導員は、保育士または教諭などの資格を持っています

国には学童保育指導員についての公的な資格制度はまだありません。専門的な仕事に見合う公的な資格制度の創設が必要です。全国学童保育連絡協議会は、2003年6月に発表した提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」で、独自の公的資格制度の必要性を提案しています。

### ○指導員の配置や勤務体制、待遇には課題が山積しています

- ・児童館事業との兼任、ローテーション、1人体制のところがあります。
- ・午後からの勤務で打ち合わせや準備の時間が保障されていないところがあります。
- ・運営形態を問わず不安定な雇用や劣悪な労働条件のもとで働いています。
- ・公立公営の学童保育では、圧倒的多くが非常勤・臨時・嘱託・パートの職員です。
- ・父母会などが雇用している指導員の労働条件は、自治体の補助金によって大きく左右されています。社会保険や退職金もない場合が多く、低賃金で不安定な雇用など劣悪な労働条件のもとで働いています。

◆半数の指導員は年収150万円未満（以下、全国学童保育連絡協議会の2007年実態調査より）  
150万円未満（52.7%）、150万円以上300万円未満（38.3%）、300万円以上（9.0%）

◆勤続年数が増えても賃金はあがらない（53.3%）

◆指導員の待遇は依然として改善されていない

退職金がない（71.3%）／社会保険がない（37.5%）

一時金がない（58.0%）／時間外手当がない（35.4%）

◆指導員の総数は約6万4300人（2003年は約4万8000人）（ ）内は全体の比率

公営 正規職員：2600人（4.0%） 非正規職員：2万8400人（44.2%）

民間 正規職員：1万4500人（22.6%） 非正規職員：1万8800人（29.2%）

### ○厳しい勤務条件で退職する指導員が後をたちません(3年で半数が退職)

#### ●国の補助単価を、非常勤職員賃金と謝礼金で計算していることが問題です 常勤の指導員が配置できる補助単価が必要です

2003年度の厚生労働省の学童保育の補助金の補助単価は次のように算定されています。

- 1 賃金（非常勤） 135万6000円（平日1日4500円、学校休業日1日6000円、年間281日）
- 2 諸謝金 117万8000円（平日1日3900円、学校休業日1日5200円、年間281日）
- 3 その他 47万1000円（教材費・図書費・消耗品・備品・通信費等）

\* 1～3の合計の300万5,000円で1施設が運営できると計算し、その半額は保護者負担を見込むので、補助単価は150万2500円（児童数20-25人規模の場合）

### ○学童保育で「安心感のある安定した生活の場を確保」（「新待機児童ゼロ作戦」）するには、指導員に関わる5つの課題を解決する必要があります

- ① 指導員の仕事の確立
- ② 「専任、常時複数、常勤」配置という配置基準の確立とその財政的保障
- ③ 現実に指導員が安心して働き続けられるような労働条件の向上
- ④ 指導員の力量を向上させていくための研修の充実、研修体系の確立
- ⑤ 指導員を安定的に確保するための公的な資格制度の創設と養成機関の整備

## 資料 9

# 「放課後子どもプラン」は 学童保育を拡充する方向で推進を

### ○学童保育と「放課後子ども教室事業」は目的も内容も異なります

「放課後子どもプラン」については、学童保育と「放課後子ども教室」を「一体的あるいは連携」して推進すると言われてしていますが、二つの事業は目的も内容も実施方法もまったく異なるもので、「連携」はできても「一体化」はできません。

学童保育は、児童福祉法に位置づく事業で、共働き・一人親の小学生の放課後（土曜日・春・夏・冬休み等の学校休業中は一日）の生活を継続的に保障する施設・事業です。働く親を持つ子どもたちにとっては「家庭に代わる毎日の生活の場」です。

一方、文部科学省は、「放課後子ども教室事業」は「基本的に、子どもが自由に出入りできる居場所づくり事業であり、『放課後児童健全育成事業』のように、児童の人数に応じた補助基準額は設定しない」「地域の方々と子どもたちとの活動を通して交流を深める地域ボランティア事業であり、生活の場を提供することを目的とした事業ではない」と説明しています。

パンフレット「あなたのまちの放課後対策を応援します」より

作成：文部科学省・厚生労働省 放課後子どもプラン連携推進室

Q 「放課後子どもプラン」を実施することにより、「放課後児童クラブ」の機能が低下するのではないのでしょうか？

A 上記のとおり、両事業の目的や性質は異なるものです。「放課後児童クラブ」は登録する児童の保護者からの一定の負担を求める代わりに、専門の指導員等による家庭代わりの手厚いケアがなされているものです。

本プランの実施にあたっては、「放課後児童クラブ」については、子どもの生活実態や保護者の就労形態に即した適切な運営確保の観点から、長期休暇も含めた必要な開設日数（250日以上）の実施、専門の指導員の配置や専用スペースの確保など現行水準と同様のサービスの提供をお願いします。

### ○「放課後子ども教室事業」は、週に1回～2回実施が大半です

2008年度の「放課後子ども教室事業」の実施か所数は約8700か所。しかも、多くのところが週1回程度の開催でした。この事業は、2004年度から実施している「地域子ども教室事業」を発展させたものですが、開催回数は週1回程度が大半です。

### ○同じ部屋で同じ職員が両方の事業を行う「一体化」は、学童保育の廃止と同じです 学童保育の目的・役割を果たすには、次のことが欠かせない要件です

- ① 働く親を持つ子どもたちの放課後（土曜・夏休み等は一日）には、「生活の場」が必要
- ② 家庭に代わる「生活の場」が必要な、毎日継続して利用する子どもたちがいること
- ③ 子どもたちが毎日過ごす専用施設（専用室）・専用設備があること
- ④ 子どもたちに継続的、安定的に毎日の生活を保障する専任指導員がいること

30人～40人の適正規模の学童保育（放課後児童クラブ）という「生活の拠点」があつて初めて、「放課後子ども教室事業」や児童館などを利用し、地域やクラスの子たちとも安心して遊べます。

## 資料10

# 社会保障審議会少子化対策特別部会に出した 学童保育の「新たな制度体系」に関する要望

2008年12月19日

全国学童保育連絡協議会

## 次世代育成支援の「新たな制度体系」の検討にあたっての要望書

### ＜施設の確保、人材の確保に関する要望点＞

- ① 学童保育の施設は、「生活の場」にふさわしく適正規模で設置基準を定め、また、学童保育の専用施設の設置を基本として、児童館や余裕教室、その他の公共施設など地域の社会資源を活用して施設を確保できる制度を要望します。
- ② 指導員の確保のためには、現在の劣悪な人数配置・勤務体制・勤務時間・待遇の抜本的改善が必要です。「地域ボランティア」「定年退職者」などの活用ではなく、専任・常勤で常時複数配置ができるよう、指導員にかかわる配置基準を定め、常勤配置ができる財政措置を伴った制度を要望します。
- ③ 指導員を継続的・安定的に確保できるよう、指導員の公的資格制度の創設と、養成機関の設置を要望します。
- ④ 具体的には次の点を要望します。
  - ・指導員の配置は、専任・常勤・常時複数配置を基本とする。
  - ・指導員の配置基準は、児童数30人までは2人以上、40人までは3人以上とする。(41人以上は分割して40人以下とする)
  - ・障害のある子どもには必要に応じて専任の指導員を配置する。
  - ・指導員は常勤配置を基本とし、有期雇用や短時間勤務の非常勤配置は基本としない。勤務時間は、子どもがいる時間の前後も含めたフルタイム勤務を保障する。
  - ・指導員は、学童保育士（仮称）の資格を持つ者を配置する。
  - ・学童保育士は、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭を養成する施設・機関と同等の施設・機関で養成する。
  - ・国の補助単価は、常勤指導員の適正な配置ができることを積算して決める。

\* 提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」(2003年6月全国学童保育連絡協議会)から

### ＜市町村の実施責任、サービス利用(提供)、補助方式のあり方の要望点＞

- ① 市町村には保育所と同等の実施責任があります。市町村には、「利用の促進の努力義務」ではなく、「必要としている児童が入所できるよう条件整備を図る」ことを義務づける制度を要望します。
- ② 市町村は、実施形態が公営・委託・補助を問わず、必要とする子どもすべてが入所でき、安全で安心して生活できるように学童保育の条件整備を行うことも含めて、行政が責任をもって学童保育を保障する仕組みを要望します。定期的に指定先を見直す指定管理者制度や倒産のある民間企業など、事業の安定性・継続性が確保できないような制度にはしないでください。
- ③ 国の補助方式は、運営が不安定になる利用者に対する個別補助ではなく、施設・事業の安定性・継続性に欠かせない実施主体・運営主体に対する運営費の補助とする制度を要望します。

## ＜学童保育の対象学年に対する要望点＞

- ① 学童保育を必要としている高学年児童も事業の対象とされるよう法文上でも明確にすることを要望します。

(参考)「保護者アンケート調査」から

全国学童保育連絡協議会が2002年12月に全国の保護者を対象に行ったアンケート調査では、表のように「6年生まで」が6割を占め、「3年生まで」は15.6%とわずかでした。

何年生まで入所できるのが良いか

1年生まで	3人	0.1%
2年生まで	7人	0.3%
3年生まで	355人	15.2%
4年生まで	476人	20.4%
5年生まで	49人	2.1%
6年生まで	1352人	58.1%
その他	87人	3.7%
合計	2329人	100.0%

## ＜学童保育の質に関する要望点＞

- ① 国が最低基準を定め、どの学童保育でも質の確保と向上が図られる制度を要望します。
- ② 最低基準を定めることにより、現在の学童保育が切り捨てられるのではなく、底上げされて質的な拡充が図られるようにすることを要望します。
- ③ 質の確保のために、学童保育の保育指針の策定を要望します。

## ＜財源に関する要望点＞

- ① 将来にわたっても安定的に財源が確保できるようにすることが必要です。現在の奨励的な補助ではなく、財政保障の強化を図ることを要望します。市町村に条件整備を義務づけることとあわせて、国として市町村に対する国庫負担金となる制度を要望します。
- ② 市町村の負担と保護者の負担が加重にならないような負担割合を定めること、必要とされる内容・水準が確保できる学童保育の単価を決めることを要望します。

## ＜「放課後子ども教室」との一体的運営の制度的位置づけへの要望点＞

- ① 学童保育と「放課後子ども教室」は、法的根拠が異なり、それぞれに目的・役割や内容も異なります。二つの事業を同じ場所で同じ職員で行う「一体的な運営」は、学童保育の廃止につながります。したがって、「一体化な運営」を行う事業を制度として位置づけることはせず、それぞれ独自の事業として拡充させていくことを要望します。

注1) すべての児童を対象として、遊びを通して健全な育成をはかることを目的とする施設としては児童館・児童センターと児童遊園がある。

注2) 学童保育の目的は、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

注3) 私たちは、「一体的な運営」とは同じ部屋で同じ職員が、ニーズの異なる子どもたちと一緒に活動させるものであると理解しているので、こうした「一体化」には反対しています。それぞれに「専用室」があり、「専任職員」がある場合は、「一体化」と捉えていませんので、反対はしておらず、それぞれの拡充と連携を求めています。学童保育の指導員と子どもたちが「放課後子ども教室」に参加するなどの連携は、これまでも行ってきましたし、今後も必要な活動だと思えます。

## 1 国の学童保育に対する抜本的な拡充、集中重点的な取り組みに関する要望

- (1) 国が決めた目標である、学童保育の利用児童（入所児童）を「10年間で3倍化する」「質の高い放課後児童クラブを推進する」ことが着実に実現できるように、国としての方針と財政措置を明確にし、具体化してください。
- (2) 次世代育成支援対策「新たな制度体系」づくりには、2008年12月19日に出した全国学童保育連絡協議会が提出した要望内容が実現されるよう、検討してください。特に、現在の制度の持つ問題点（公的責任が弱く、最低基準と財政措置が法制度的に明確でない）を抜本的にあらため、子どもの施設に求められる安定的・継続的な運営できるよう公的な責任による条件整備ができる制度にしてください。補助方式では、利用者への個別補助や利用時間数に応じた補助方式にすることは絶対にやめてください。
- (3) 文部科学省の「放課後子ども教室」事業や自治体独自の「全児童対策事業」と、学童保育が「一体化」「統合」されることは、事実上の学童保育の廃止につながります。そのようなことにならないように、学童保育に必要な要件（留守家庭児童の家庭に代わる『生活の場』に必要な「専用施設（室）」「専任指導員」「固定した子どもの生活集団」）を明確にし、国の学童保育制度を抜本的に拡充してください。そして、それぞれの事業が連携が図られるようにしてください。
- (4) 国が決められている「集中重点期間」（2010年度まで）に学童保育の抜本的な拡充が図られるよう、追加経済対策の「安心こども基金」の活用も行い、適切なテンポ・スピードと規模で整備を図ってください。その際、「安心こども基金」も国の補助率を引き上げ、自治体の負担を軽減して、実際に活用できるようにしてください。

## 2 国の学童保育制度の見直しに関する要望

- (1) 児童福祉法について以下の内容での改正を行ってください。
  - ① 国および地方自治体の「公的責任」を明確にし、学童保育の「最低基準」を定め、財政措置が法的に明確になるように、児童福祉法および関係令を改正してください。その際、現在の児童福祉事業（第6条の2）としての位置づけを見直し、児童福祉施設（第7条）に位置づけしてください。
  - ② 学童保育の対象児童を現行規定の「おおむね10歳未満」から、「学童保育を必要とする小学生」としてください。
- (2) すべての学童保育が、「安全で安心な子どもたちの生活」を保障するのに必要な質が確保できるよう、ガイドラインではなく、国としての学童保育の設置・運営基準（最低基準）を定めてください。
- (3) 児童数71人以上の学童保育の解消にとどまらず、「適正規模（40人まで）」の実現に早急に着手してください。
- (4) 国としての学童保育の「最低基準」ができるまでの間でも、学童保育の質的向上がより図られるよう、適正規模や指導員の配置と体制、施設・設備などを明確にするなどして、「放課後児童クラブガイドライン」を改定し、かつ実効力を持つような手立てをとってください。
- (5) 学童保育の安全対策の強化のために、国としての方針を持ち、十分な対策をとってください。特に、国民生活センターの「学童保育の安全に関する調査研究」で出された提言が実現されるよう、文部科学省への働きかけ（「災害共済給付制度」に学童保育も対象となるよう）も含めて必要な手立てを講じてください。



### 3 学童保育指導員に関わる課題に対する要望

- (1) 指導員に関わる制度の拡充と財政措置を重点的に図ってください。特に、指導員の専任・常勤・常時複数体制が実現できる制度的の確立と財政措置を図ってください。
- (2) 指導員の公的資格制度の創設と、養成機関を整備してください。
- (3) 指導員の国での研修制度の創設と自治体への研修費補助を増額してください。
- (4) 厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」を、指導員の望ましい配置と体制（専任・常勤・常時複数体制、児童数に応じた指導員数）について明確にしたものに改定してください。
- (5) 指導員の実態調査、ニーズ（要求）調査などを行って実態と課題を把握し、改善の方針を明確にしてください。

### 4 2010年度の厚生労働省予算に関する要望

- (1) 現在の国の補助金の補助率である「3分の1」を変更して、国の負担を2分の1にするなど拡大し、自治体の負担を軽減してください。
- (2) 運営費の補助単価を、常勤指導員が児童数に見合って複数配置できるよう大幅に引き上げてください。
- (3) 施設整備費（新設、改築、備品費）の補助単価と予算総額を大幅に引き上げ、補助率も変更し、自治体の負担を軽減してください。
- (4) 経済的困難を抱えた家庭のために、保育料減免措置ができるよう国として経済的支援（運営費補助に減免措置加算を付けるなど）を図ってください。
- (5) 障害児の受け入れが促進されるよう、入所児童数に応じて適切な指導員配置ができる補助制度にしてください。また、受け入れのための指導員研修の拡充、専門家による巡回指導や相談員の配置などができるよう予算措置を行ってください。
- (6) 71人以上の学童保育の解消にとどまらず、適正規模として望ましいとされる「40人程度まで」の学童保育が実現するような補助の仕組みとしてください。また、40人以下に分割できるように、運営費と施設整備費の補助単価と予算総額を大幅に引き上げてください。
- (7) 土曜日の開設促進のために、補助基準日を「280日以上」に延ばしてください。同時に、土曜日の開設ができるよう補助金を大幅に引き上げてください。
- (8) 補助要件を、「全児童対策事業」との「一体型」のところが補助対象とならないよう、また、不十分な分割とならないよう、「専用施設（室）があること」「専任指導員がいること」「固定した子どもの生活集団」がなければならないことを明確にしてください。
- (9) 次世代育成支援の後期行動計画のために必要な十分な予算措置を図ってください。

### 5 「放課後子どもプラン」の見直し等に関する要望

- (1) 「放課後子どもプラン」の基本的枠組みを見直してください。
  - ① 二つの事業の「一体的あるいは連携」から、「それぞれの拡充と連携」とすることを基本的な枠組みとしてください。
  - ② 総合的な放課後児童対策としての「放課後子どもプラン」とするために、二つの事業だけでなく、児童館・児童センターの生活圏内での整備も含めて、地域の状況に応じた多様で豊かな放課後児童対策が実施できる基本的な枠組みとしてください。
- (2) 文部科学省と連携して、それぞれの事業の拡充を図ってください。
  - ① 「放課後子ども教室」は、固定した固有の施設（場所）の確保や、地域のボランティア任せではなく専任職員が配置できるように拡充を図ってください。
  - ② 教育委員会・学校関係者に学童保育への理解を求めるあらゆる手立てを講じてください。特に、「放課後子どもプラン」のコーディネーターに対して学童保育への理解を得られるように、研修など抜本的に強化してください。
- (3) 「放課後子どもプラン」だけでなく、保育所との連携推進を図るとともに（保育指針の改定によって小学校と保育所の連携が明記されたが、学童保育との連携は明記されていません）、虐待防止ネットワーク体制、地域の安全対策やさまざまな子育て支援ネットワークに、学童保育が地域の子育て支援施設として位置づけられるような措置を講じてください。

## 全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と職員（指導員）が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

全国学童保育研究集会や全国指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、月刊『日本の学童ほいく』の発行、『テキスト 学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は、都道府県や市町村の連絡協議会です。現在、37都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、市区町村の連絡協議会は、公立や民間を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。会の主な運営資金は、会費と月刊誌の収入です。

### <主な活動>

#### ◆全国学童保育指導員学校の開催（2008年実績。7会場で実施して合計4750人受講）

会場	開催日	開催場所	受講者数
南関東会場（東京）	6月1日（日）	国分寺市・東京経済大学	730人
北関東会場（群馬）	6月29日（日）	群馬県高崎市・上武大学	874人
西日本・京都会場	6月8日（日）	京都市・京都教育大学	780人
西日本・岐阜会場	6月8日（日）	岐阜県大垣市・スイトピア	353人
四国会場	6月22日（日）	高松市・高松テルサ	381人
東北会場	7月6日（日）	山形県天童市・市民文化会館	681人
九州会場	11月9日（日）	福岡県春日市・クローバープラザ	951人
合計			4750人

#### ◆全国学童保育研究集会の開催（滋賀県） \*第42回は東京で開催し、4980人が参加

第44回 2009年10月24日（土）～25日（日） 滋賀県体育館・立命館大学草津キャンパス

#### ◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行（1974年創刊、定期購読者4万7000人）

#### ◆実態調査活動 ①学童保育数調査（毎年実施）②学童保育の詳細な実態調査（最新調査は2007年実施）③指導員の実態調査（最新調査は2005年実施）④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか

#### ◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2003年『2003年度版 実態調査のまとめ』『父母会ハンドブック』『入門ガイド 学童保育指導員』『次世代育成支援対策と学童保育』『学童保育情報2003-2004』

2004年『学童保育情報 2004-2005』『施設整備の手引き（2004年版）』

2005年『安全・安心な学童保育を一大規模化ではなく適正規模で複数設置』『実践を記録し確かめ合う（実践記録集第5集）』『学童保育情報2005-2006』

2006年『学童保育ハンドブック』（㈱ぎょうせい）『学童保育と放課後子どもプラン』『学童保育情報2006-2007』『大規模学童保育 分離の手引き』『学童保育指導員の現状・仕事・願い』

2007年『よくわかる放課後子どもプラン』（㈱ぎょうせい）『2007年 実態調査のまとめ』『連絡協議会ハンドブック』『学童保育情報2007-2008』

2008年『指定管理者制度は学童保育になじまない』『学童保育情報 2008-2009』『学童保育の拡充を求める1万2000人の声』『学童保育の新設・分割の手引き』

#### ◆政府や国会、関係団体への陳情など

#### ◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針（案）」「指導員の研修課目（試案）」などをまとめ、発表しています。

## 学童保育の安全に関する調査研究<概要>

— 求められる放課後の安全な生活空間、格差の解消、保険への加入 —

学童保育は共働き家庭等の小学生の放課後の生活の場であり、学童保育を利用する子どもの数は毎年増加し79万人<sup>1</sup>となっている。一方で、待機児童は毎年1万人を超えており、働きながら子育てをしたいと願う国民の両立支援のために必要度が高まっている。2008年2月に「新待機児童ゼロ作戦」(厚生労働省)を決定し、10年後の目標として「放課後児童クラブの提供割合を19%から60%へ」、「この目標実現のためには一定規模の財政投入が必要」としている。

国民生活センターが2007年度に実施した学童保育の実態に関する調査結果<sup>2</sup>からみると、定員超えの施設は3割を超え、子どもは狭い生活室に詰め込まれ、生活環境は過密状態にある。学童保育中のケガや事故の連絡を受けた件数は、全国の自治体に年間で1万件近くに上るが、契約書や誓約書には事故時の事業者の免責の記載があり、また、傷害保険や賠償責任保険に未加入の施設があるなど、事故時や事故後の対応にも問題がみられる。

このような中で、全国の消費生活センターには、学童保育中でのこんにやく入りゼリーによる窒息死亡事例や骨折事例など、学童保育の安全性確保の観点から見逃すことができない重大な事故の消費生活相談も寄せられている(全国消費生活情報ネットワーク・システム PIO-NET)。

そこで、今回は特に学童保育の安全面に焦点をあて、保育中のケガや事故(以下、ケガ・事故)への適切な対応とその未然防止に資することを目的に、全国の自治体(市区町村)に対し、利用者の視点から学童保育の安全性確保の取り組みや具体的な対策等について調査を実施した。また、学童保育の運営主体・施設に対し、ケガ・事故の記録や対応、未然防止策について調査を実施した。

これらを踏まえ、児童福祉、社会福祉、学童保育の各専門家と法律家による「学童保育の安全に関する研究会」(座長 松村祥子 放送大学教授)を設置し、学童保育サービスの安全対策の課題やあり方などについて検討を重ねた。待機児童の多さ、施設の過密化を解消するために、量的な充実を前提としたうえで、子どもの安全確保のために施設と行政へむけて、5つの提言をまとめた。

- 1 ケガ・事故情報を収集し、事故予防へむけて検討、共有化を図る
- 2 子どもの安全を守る生活空間(施設・設備)を確保し、人数の適正化を図る
- 3 指導員の配置、雇用条件、研修制度、専門職化にむけての改善等が必要である
- 4 条例・規則等において安全面での規定を設け、格差の解消にむけ財政支援を拡充する
- 5 災害共済給付制度<sup>3</sup>を学童保育にも適用する

報告書は8章からなるが、以下、主に市区町村調査と施設調査の結果および提言の概要を報告する。

<sup>1</sup> 2008年5月厚生労働省調べ

<sup>2</sup> 国民生活センター「学童保育の実態と課題に関する調査研究」(2008年2月)

<sup>3</sup> 幼稚園・保育所・学校の管理下において園児・児童・生徒がケガ、死亡などの災害については、(独)日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度が適用され、公立、私立を問わず加入できる。